第７回教育委員会

令和３年５月 11 日
午 後 ３ 時 30 分
中央図書館会議室

案　件

議案第46号　　令和４年度使用教科用図書の採択について

議案第 46 号

令和４年度使用教科用図書の採択について

令和４年度使用教科用図書について、次のとおり採択する。

○小学校

令和３年３月 30 日付け文部科学省通知「令和４年度使用教科書の採択事務処理について」に「令和３年度においては、無償措置法第 14 条の規定に基づき、無償措置法施行規則第６条各号に掲げる場合を除いて、令和２年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。」とあることから、令和３年度は、本年度に使用する教科書を引き続き、採択する。

○中学校

令和３年３月 30 日付け文部科学省通知「令和４年度使用教科書の採択事務処理について」に「令和３年度においては、無償措置法第 14 条の規定に基づき、無償措置法施行規則第６条各号に掲げる場合を除いて、令和２年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。なお、令和３年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和２年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第６条第３号により採択替えを行うことも可能である。」及び「（ア）採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。（イ）採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究（下記（カ）参照）の結果のほか、令和２年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。」とあることから、新たに発行されることとなった教科書のある社会「歴史的分野」について、採択替えを行うか否かを教育委員会において判断する。

○高等学校

令和４年４月に大阪府へ移管する本市高等学校 22 校の令和４年度使用教科用図書については、大阪市教育委員会が採択する。

大阪市立高等学校における、使用教科用図書の採択にあたっては、大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱に基づき、各校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という。）を設置することとし、教育委員会からの諮問に基づき各校の選定調査会が調査・研究を経て作成した答申を参照し採択を行う。

新たに検定合格した教科書の取扱いについて

○中学校

新たに検定合格した教科書について、調査研究するため、「大阪市立義務教育諸学校使用教科書調査研究委員会要綱」に基づいて、「調査研究委員会」を設置する。

調査研究委員会は、教科用図書の特に優れている点や、特に工夫・配慮を要する点を明確にするよう努め、またそれぞれの採択地区等にふさわしい教科用図書について報告するなど、採択権者の判断に資する調査報告資料を作成する。

採択権者である教育委員会は、その調査報告資料と昨年度の答申資料を比較し、採択替えを行うか否かを判断する。

新たに検定合格した教科書の取扱いについて

○中学校

①調査研究の手順について

５月初旬

教育委員会で令和４年度使用教科書の調査・研究について決議する。

↓

５月中旬

要綱に基づいて「調査研究委員会」を設置する。

↓

６月中旬（教科書展示会実施）

昨年度の調査の観点に基づいて、各学校において調査・研究（中高一貫校については、調査報告資料を作成）を行う。

↓

７月中旬

昨年度の調査の観点に基づいて、調査研究委員会にて調査・研究を行う。

↓

７月下旬

調査研究委員会において、調査報告資料を作成する。

↓

８月上旬

調査報告資料をもとに教育委員会で採択替えを行うか否かを判断する。

※令和２年度と同じ調査の観点で行う

②調査研究委員会について

○調査研究委員会

○各採択地区

・区担当教育次長
・校長（副校長または教頭）
・教育ブロック担当部長
・学校に在籍する児童又は生徒の保護者
・教員
・教育ブロック首席指導主事

○事務局

○全体

・初等・中学校教育担当課長
・初等・中学校教育担当（総括）指導主事

○各採択地区

・教育ブロック次席（総括）指導主事

新たに検定合格した教科書の取扱いの仕組み（案）

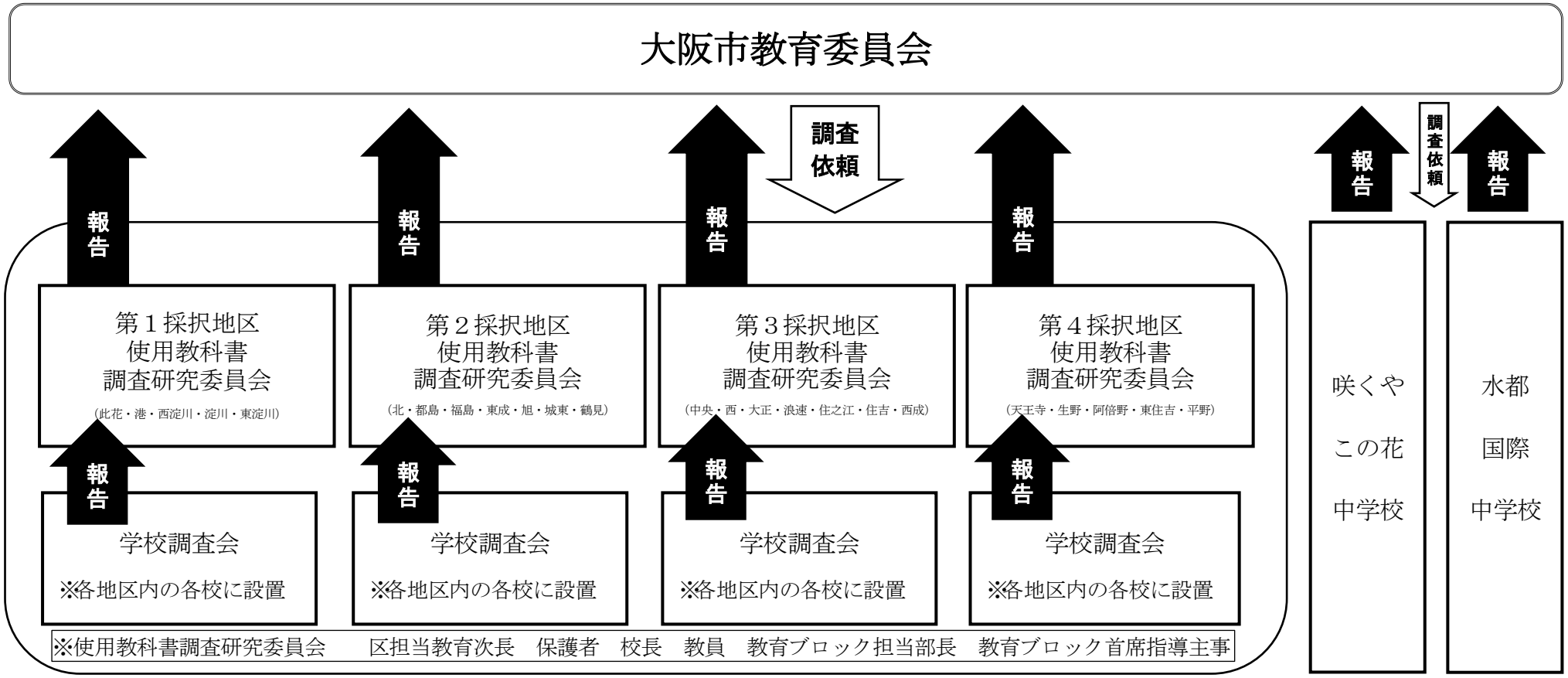

【参考資料】
（2 初教科第 67 号　令和 3 年 3 月 30 日）
令和 4 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

1　採択に当たっての留意事項について

（2）中学校用教科書の採択について

令和 3 年度においては，無償措置法第 14 条の規定に基づき，無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合を除いて，令和 2 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお，令和 3 年度においては，自由社の「新しい歴史教科書」について，教科用図書検定規則に基づき，検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により，令和 2 年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから，無償措置法施行規則第 6 条第 3 号により採択替えを行うことも可能である。

その際，以下の（ア）から（カ）までの事項に留意すること。また，以下に挙げる留意事項は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布，施行について（通知）」（平成 28 年 6 月 20 日付け 28 文科初第 432 号文部科学省初等中等教育局長通知）の第二に記載の内容も含まれることから，必要に応じて当該通知も参照すること。

（ア）採択替えを行うことができるのは，新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり，その他の種目の教科書について，採択替えを行うことはできないこと。

（イ）採択替えを行うか否かは，採択権者の判断によるべきものであること。その際，都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究（下記（カ）参照）の結果のほか，令和 2 年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

（ウ）新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について，採択権者において改めて調査研究等を行った結果，採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

（エ）上記を含めて採択替えを行う場合には，無償措置法の規定の趣旨に則り，教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から，採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み，採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

（オ）採択替え後の教科書を採択する期間は，同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第 15 条第 1 項に規定する 4 年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

（カ）都道府県教育委員会においては，無償措置法第 10 条の規定に基づき，新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際，具体的な実施方法については，各都道府県教育委員会において，その実情を踏まえて適切に判断されるべきものであること。

大阪市立義務教育諸学校使用教科書調査研究委員会要綱

（設置）
第１条　大阪市において使用する教科書が、新たに検定合格した教科書の採択替えを行うか否かを教育委員会が適正に判断できるよう、その判断に資する資料を作成するために、各採択地区に使用教科書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）を置く。
（設置期間）
第２条　調査研究委員会を置く期間は、新たに検定合格した教科書の調査が必要となった日から調査報告資料を作成するまでとする。
（職務）
第３条　調査研究委員会は、教育委員会の調査依頼により、当該教科書の調査・研究を行い、調査報告資料を作成する。
（組織）
第４条　委員会は、委員 30 人以内で組織する。
２　委員は、次に揚げるものとする。
（１）教科に専門的知識を有する大阪市立義務教育諸学校（以下「学校」という。）の校長（副校長または教頭）
（２）学校教育に専門的知識を有する職員（教育ブロック首席指導主事）
（３）区担当教育次長
（４）学校に在籍する児童又は生徒の保護者
（５）教科に専門的知識を有する教員
（６）教育ブロック担当部長
３　教科書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員会の委員となることができない。
４　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（任期）
第５条　委員の任期は、教育委員会より調査依頼を受けた日から教科書の採択替えを行うか否かを決議するまでとする。
（地区調査研究委員会）
第６条　採択地区ごとに地区調査研究委員会を置く。
（地区調査研究委員会の運営）
第７条　委員会は、教育委員会事務局が運営する。
２　委員会は、教育委員会事務局が会議を招集する。
３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
５　会議は、公開しない。
６　調査審議に関する事項は、教科書の採択替えを行うか否かを決議するまでの間、公開しない。
（学校調査会）
第８条　委員会は、学校ごとに学校調査会を置く。
２　学校調査会は、各学校の校長及び教員で組織する。
３　学校調査会は、調査の結果を、当該学校調査会が属する地区調査研究委員会に報告しなければならない。
４　教科書の採択に直接の利害関係を有する者は、学校調査会の構成員となることができない。
５　学校調査会の構成員の任期は、学校調査会が設置された日から教科書の採択替えを行うか否かを決議するまでとする。
６　学校調査会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
（庶務）
第９条　委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。
（細目）
第 10 条　この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局が定める。
附則　この要綱は、令和３年４月 30 日から施行する。

高等学校

① 採択の手順

各高等学校において教科用図書選定調査会（委員長は原則として校長）を設置

⇩

教育委員会が各高等学校の教科用図書選定調査会に諮問

⇩

大阪府教育庁が市町村教育委員会に採択事務について説明（６月中旬）

⇩　◎各高等学校で教科用図書を展示（６月上旬～７月上旬）

各高等学校の教科用図書選定調査会が調査研究を実施

⇩　◎保護者及び生徒の意見聴取

各高等学校の教科用図書選定調査会が教育委員会に答申（７月下旬）

⇩

教育委員会が各高等学校の教科用図書について採択　（８月上旬）

②　大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱

（設　　置）

第１条　大阪市立高等学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、各学校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という）を置く。

（設置期間）

第２条　選定調査会を置く期間は、毎年度６月１日から７月 31 日までとする。

（職　　務）

第３条　選定調査会は、教育委員会の諮問により、当該学校の教科用図書の調査・研究を行い、その選定に関し教育委員会に意見を答申する。

（組　　織）

第４条　選定調査会は、当該学校の校長・准校長及び教員で組織する。なお、学校教育法第 71 条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校については、当該中学校の教員を加える。

　ただし、桜和高等学校においては教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会（以下「準備委員会」という。）の構成員で組織する。

２　教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定調査会の構成員となることはできない。

（委 員 長）

第５条　選定調査会に委員長１名を置く。

２　委員長は、当該学校の校長とする。ただし、校長に事故があるとき、または第４条第２項に該当するときは、准校長を置かない学校にあっては教頭とし、准校長を置く学校にあっては准校長とする。准校長を置く学校にあって、校長及び准校長に事故があるとき、または第４条第２項に該当するときは教頭とする。校長・准校長及び教頭がともに事故があるとき、または第４条第２項に該当するときは教育委員会が指定する者とする。

　ただし、桜和高等学校における委員長は、準備委員会の委員長とする。準備委員会の委員長に事故があるとき、または第４条第２項に該当するときは、教育委員会が指定する者とする。

３　委員長は、会務を総理し、選定調査会を代表する。

４　委員長は、選定調査会の会議を招集する。

（細　　目）

第６条　この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附　則　　この要綱は、昭和 45 年６月２日から施行する。

附　則　　この要綱は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則　　この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則　　この要綱は、平成 25 年５月 13 日から施行する。
附　則　　この要綱は、平成 28 年５月 24 日から施行する。
附　則　　この要綱は、平成 30 年４月 24 日から施行する。
附　則　　この要綱は、令和３年４月　日から施行する。

【参考資料】

（１）教科用図書の採択に関する根拠法令等

① 教科用図書の使用

○ 学校教育法

（文部科学省検定・著作教科用図書使用の原則）

第34条　小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

２　前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

３　前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

４　前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

５　第１項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等については、政令で定める。

第49条　第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第１項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

第62条　第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第1項」とある

のは「第51条」と読み替えるものとする。

（原則外使用）

附則第９条　高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第１項（第49条、第49条の８、第62条、第70条第１項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第１項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○ 学校教育法施行規則

（教科用図書の特例）

第89条　高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

② 採択

○ 学校教育法

第71条　同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の職務権限）

第21条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

１－５　省略

６　教科書その他の教材の取扱に関すること。

７－19　省略

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（都道府県の教育委員会の任務）

第10条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書の採択）

第13条　都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

２　省略

３　公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

４～５　省略

６　第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第６条第１項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第９条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（指定都市に関する特例）

第16条　省略

２　指定都市の教育委員会は、第10条の規定によって都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

３　第13条第３項及び第６項の規定は、前項の採択について準用する。

③　<u>同一教科用図書を採択する期間</u>

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（同一教科用図書を採択する期間）

第14条　義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

（同一教科用図書を採択する期間）

第15条　法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第９条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、４年とする。

２　採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用

図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

３　前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

④　教科書展示会

○ 教科書の発行に関する臨時措置法

（教科書展示会の開催）

第５条　都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

２　教科書展示会に関しては、文部科学省令をもってその基準を定める。

○ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則

（教科書展示会の開催時期）

第５条　教科書展示会は、６月１日から７月31日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

２　前項の指示は、告示をもってこれを行う。

（２）令和４年度使用教科用図書の採択について（文部科学省通知より）

【検定・採択の周期】

年度（西暦） 学校種別等区分			H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
小学校		検定	◎				◎				◎
		採択	△	△				△			
		使用開始	●	○	○				○		
中学校		検定	◎	◎				◎			
		採択	▲	△	△				△		
		使用開始		●	○	○				○	
高等学校	主として低学年用	検定		◎	◎				◎		
		採択			△	△				△	
		使用開始				○	○				○
	主として中学年用	検定			◎	◎				◎	
		採択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として高学年用	検定				◎	◎				◎
		採択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度
△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
○：使用開始年度（小・中学校は原則として４年ごと，高校は毎年度採択替え）
▲：直近の検定で合格した「特別の教科　道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度
●：「特別の教科　道徳」の使用開始年度

※　小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。
※　小学校における平成 30 年度，中学校における平成 31 年度／令和元年度においては，「特別の教科　道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。
※　太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

「令和４年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（令和３年３月 30 日付け２初教科第 67 号）より